

(第一類 第八号)

第五十一回国会衆議院

農林水産委員会議録 第三十五号

(五七八)

昭和四十一年五月十一日(水曜日)

午前十時四十九分開議

出席委員

委員長 中川 俊思君

理事 大石 武一君

理事 小枝 一雄君

理事 本名 武君

理事 東海林 稔君

理事 伊東 隆治君

理事 宇野 宗佑君

理事 坂村 吉正君

理事 高見 三郎君

理事 丹羽 兵助君

理事 松田 鐵藏君

理事 千葉 七郎君

理事 松浦 定義君

理事 池田 清志君

理事 金子 岩二君

理事 田口 長治郎君

理事 中川 一郎君

理事 野原 正勝君

理事 児玉 末男君

理事 西宮 弘君

理事 森 義視君

理事 中村 時雄君

出席国務大臣

農林大臣 坂田 英一君

出席政府委員

農林政務次官 仮谷 忠男君

農林事務官 和田 正明君

農政局長

専門員 松任谷健太郎君

五月十日

加工原料乳保証価格等に関する陳情書(鳥取県議会議長太田実太郎)(第三七七号)

農地管理事業団法案の成立促進に関する陳情書(鳥取市東町鳥取原農業會議会長井上善一)(第三七八号)

国有林野の活用に関する特別措置法の早期制定に関する陳情書(板木県議会議長佐藤昌次)(第三七九号)

農林水産委員会議録第三十五号

昭和四十一年五月十一日

本日の会議に付した案件

農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する

國有林事業の公私化反対に関する陳情書(夕張市議会議長本間良孝)(第三八〇号)

農産業施策に関する陳情書(鳥取県大原郡大東町議会議長晴木親久)(第三八一号)

農林漁業の近代化促進に関する陳情書外一件(福岡市東院堀端七の二二三福岡県町村会長三輪修平外一名)(第三八二号)

林業国有林労働者の労働条件改善等に関する陳情書(秋田県河辺郡河辺町議会議長中村喜代次外二名)(第三八九号)

農業灾害補償法の改正に関する陳情書(鹿児島市議会議長中尾武夫)(第四四〇号)

山村振興事業費国庫補助増額に関する陳情書(和歌山県議会議長山下柳吉)(第四四一号)

養ぼう行政専門機関の設立に関する陳情書(鹿児島市山下町六八鹿児島県養蜂組合連合会長平原哲夫)(第四四二号)

国産ハチミツ価格安定対策に関する陳情書(鹿児島市山下町六八鹿児島県養蜂組合連合会長平原哲夫)(第四四三号)

養ぼうのためのみつ源植物増殖に関する陳情書(鹿児島市山下町六八鹿児島県養蜂組合連合会長平原哲夫)(第四四四号)

養ぼう試験場設立に関する陳情書(鹿児島市山下町六八鹿児島県養蜂組合連合会長平原哲夫)(第四四五号)

果樹農業振興特別措置法の一部を改正する法律案の成立促進に関する陳情書(全国都道府県議会議長農業振興協議会議長鶴岡県議会議長原哲夫)(第四五六号)

中央卸売市場に対する国庫補助増額に関する陳情書(札幌市議会議長齊藤忠雄)(第四四七号)

本委員会に参考送付された。

法律案(湯山勇君外十二名提出、衆法第一二二号)農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一三八号)

○中川委員長 これより会議を開きます。

この際、暫時休憩いたします。

午前十時五十分休憩

○中川委員長 休憩前に引き続いて会議を開きます。

午後二時五十八分開議

ございません。それから公益法人などで、農林漁業の発展に資する事業を行なっている団体をこの法律の対象団体といたします場合にも、特にそのことに伴つての財源負担はございません。それからそれ以外の点につきましては、考え方によつては、いろいろなことが言えると思いますが、すでに御承知のように、第二点の共通性として申し上げました年金額のスライド制の原則につきましては、他の法律の例にならいまして、そういうシステムをとるようになりますということを、御承知のように、旧令共済組合法の改正の一環として提案をいたしておりますので、そのことだけでは直ちに財源には影響がないわけでございます。それから最低保障額を実情に合わせて引き上げるという点につきましては、旧令共済組合あるいは恩給法、私学共済法等との関係をもとにいたしまして、すでに政府提案をいたしておりますように、退職金及び障害年金については最低六万円、遺族年金については三万円ただし、いずれも二十年以上の勤務期間を要するということで、他の諸制度とのバランスをとつて御提案を申し上げておるわけでございますが、この範囲につきましては、現在御提案を申し上げておりますように、ほかのものとも合わせまして、補助率を一六%という現在の予算でカバーができる範囲でございます。それから第一点として申し上げました、新法の給付を旧法の組合員期間に適用することということにつきましては、すでに芳賀委員の御質問の際にもお答えを申し上げましたように、他の制度との均衡から考えまして、政府としては、この方向は、附帯決議もございますので、いろいろ検討してまいりましただけれども、政府側としては、この附帯決議の御趣旨には沿いがたいものだというふうに考えておりますので、今回御提案をいたしております政府原案にも入つておらないのでございますが、かりに団体の要望でござります、給付率を四〇%に改めるというようなことをいたすといたしますれば、掛け金率にして千分の三・七四是どの財源を必要

いたしますので、これは国庫補助に直しません
ば大体三ヵ年前後ぐらいの数字にならうかというふ
うに考えます。

○湯山委員 ただいまの局長の御答弁の中で、非
常に重大な御発言があつたわけです。と申します
のは、従来これらの附帯決議がなされたときに、
それぞれ大臣は政府を代表して、ごもつともな御
決議でござりますから、その趣旨に沿つて努力
をいたしますという所見をお述べになっておるわ
けです。いまの局長の、政府としては趣旨に沿い
がたいといふ御説明は、従来の大臣がいかげん
なことを言われたのか、あるいは局長が少しこと
にこれが足りなくてそういう発言になつたのか、非常
にこれは重大な点ですから、もう一度ひとつ御釈
明を願いたい。

○和田(止)政府委員 附帯決議が院議としてなさ
れます場合に、政府として担当大臣から、院議を
十分に尊重して慎重に検討いたしますといふう
にお答えを申し上げてまいりましたことは、湯山
委員常々御承知のとおりでございます。この問題
に関する附帯決議につきましても、その当時の担
当大臣あるいは政務次官から、ただいま申し上げ
ましたように、院議を尊重して、附帯決議の事項
については慎重に検討いたしますというお答えは
申し上げてまいつたと思ひます。私が先ほど申し
ましたのは、政府としては、そういう院議を尊重
もし、また担当大臣からの答弁の趣旨にも沿つ
て、今まで関係各省との間で十分慎重に検討し
てまいりましたけれども、新法の給付を旧法組合
員期間にも直接適用するということにつきまして
は、現段階においては、各種の共済制度と申しま
すが、各種の社会保障制度全体のバランスの中に
おいて、直ちに実現をいたすことには、なかなか困
難な事情がござりますので、少なくとも現段階に
おいては附帯決議の趣旨には沿いかねる、決して
無視をいたしたことではなくて、院議に基
づきまして、私どもも慎重に十分に検討を今日ま
でしてまいりましたわけでござりますが、現在ま
での検討の過程においては、他とのバランスの関

府案としては提出をいたしかねた、こういう実情を申し上げたわけでございます。

○湯山委員 いまの御答弁ならば若干了解できましたが、政府としては趣旨に沿えるような改正法案はありますと、それは問題だと思います。特に申しますのは、前回の附帯決議、これは慎重に検討しますというような御答弁で済む段階ではなかったのです。少し申し上げますと、それぞれ最終年をとるとか、あるいは給付率を改定する、最低保障額を設ける、いろいろな要望が出ておりました。そして、その要望を全部充足した新しい法律ができたわけです。ところが、経過措置が不備で、あつたために、せっかく要望したことは実現されけれども、それが旧法期間には全く適用されない、こういうことから、それでは何のために改正されたのかわからないということが、新たな不満として出てまいりました。それは確かにそうだ、そのためには、いま局長が言われたように、すみやかにそういう措置がとられるように政府として善処しますと、こういう答弁であつて、一般的な検討しますという答弁ではなかつたはずです。そこで、いまのようにあるいは御努力なさったと申します。そして若干その努力のあらわれが、趣旨に沿いがたいのではなくて、旧法期間の五万二千円の制限の撤廃とか、あるいは期間の上では新法と同じようく五年を三年にしたというようなことがあります。そして若干その努力のあらわれが、趣旨に沿いがたいがたいというようなことは毛頭ないわけで、これは非常に重要な点ですから、念のために申し添えておきたいと思うわけです。

○和田(正)政府委員 湯山委員から御指摘のように、私若干ことばが足りませんで、恐縮でございましたが、新法期間の給付内容を旧法期間にも適用するということについて、いろいろな内容がございまして、今回の政府の提案でも、平均標準額をもとに給与が五万二千円で頭打ちになつておることを止めますことと、それから五年平均の給与をもとにして算定をいたしておりますことを新法と同様に

○湯山委員 三年平均に改めますことと、その二点についてい
ては、附帯決議の御趣旨に沿いまして検討の結果、
改正案に盛り込んだわけでございます。私が、相
段階においては他とのバランスにおいて御趣旨に
沿いかねております、こういうふうに申し上げま
したのは、それとは別に、給付率が新法が四〇%
になつております、旧法が三三・三%になつております
が、その旧法期間も四〇%にするということにつ
いては、ほかの制度とのバランス上、今回の改
正においては御趣旨に沿えるような結論を得られ
なかつた、こういう趣旨でございましたので、訂
正をさせていただきます。

○湯山委員 そこで、大臣にお尋ねいたしたいと
思うのです。いまお聞きのように——もちろん、
当時大臣もこの決議に参画されたわけですから
ら……。旧法期間に新法を適用するということに
ついては、大臣をはじめとしてずいぶん御努力を
されたことはよく認められます。そしていま局長も
が答弁されたように、その中の二つの項目につい
ては、現実に実現を見た。残る一つの給付率の問
題、これについても附帯決議を尊重してその実
現をはかるという趣旨からいえば、当然今回も相
努力なさったことは存じておりますけれども、な
お今後においても、その実現については、当然大
臣としては一生懸命にお取り組みいただく、こう
いうことでなければ、国会の意思を尊重したとい
うことにならないと思いますが、大臣の御答弁を
いただきたいと思います。

○坂田国務大臣 先ほど農政局長からお答えした
ようなことになるわけですが、この最後の一点に
つきまして、努力はもちろん続けるつもりでござ
いますが、ほかとの均衡もありますので、実現
ができない実情にあるわけでございます。努力は
続けます。

○湯山委員 ほかとの均衡の関係で、いまのとこ
ろは困難だという御答弁だと思います。なお今後
とも努力をされると、いうこともお認めいただいた
と思いますが、もう一度念のために伺いたいと思
います。

○坂田國務大臣　そのとおりでござります。

○湯山委員　局長にお尋ねいたしました。そこで、他の制度との比較といたいのですが、農林年金は他の年金と違った面が非常に多いと思います。そういう点はどういうふうに御理解になつておられるか。なぜ特別な扱いをし、なぜこういう制度にしたかということについては、いろいろ理由があると思います。ばく然とお聞きしたのではわかるまいと思いますから、最初に他の制度とこれに関連して異なる点——標準報酬の立て方が他の制度と違つておると思ひます。他の制度では、給与がまずそのままそれに近い標準報酬、公務員の場合は給与がそのまま基礎になる金額になつております。ところが、農林年金の場合は、それに手当が加算されている。それはどういう理由で、他の制度にはないけれども——つり合はれていましたね、制度の上からは。制度上つり合はれていないのに、なぜそういうことをしたか、それについてどう御理解になつておられるか、これを伺いたいと思うわけです。

○和田(正)政府委員　いまお尋ねになりました標準

給与の計算のしかたが、国家公務員については、裸

の本俸であり、農林年金の制度については、裸

の本俸ばかりを含めたもので標準給与を計算

するようになっておりますことは、御指摘のとおりでございますが、同じ趣旨のことは、私学

の共済年金についても同様に行なわれておるわけ

でございますが、必ずしもそういう差を設けられ

ておりますことの理由について十分なお答えにな

らないかもしれません、国家公務員の場合には、

給与体系が非常に明白に定められており、昇

給基準等もはつきりいたしておるわけでございま

すが、私学の場合なり農業関係団体等の場合には、給与体系が非常に明確に定められており、昇

給基準等もはつきりいたしておるわけでございま

すが、私学の場合なり農業関係団体等の場合には、

回つておるというような事情も考慮して、このよ

うな制度になつておるもの、こういうふうに考へております。

○湯山委員　いま二つに分けて御答弁になりまし

たが、あとの分はまたあとでお尋ねしますが、了

解できます。しかし、初めのほうは、はたしてそ

うかどうか。これがもし局長の御答弁のようだと

すれば、私はたいへん年金にとって有利な条件が

整つていないと、年金にとっては不利な条件が

整つておったことは、年金にとっては不利な条件

です。それはそういう解釈でいいわけでしょ

う。それほど区分しがたいような団体もある、こうい

う趣旨で申し上げたわけでござります。

○湯山委員　これは局長、少し調査が足りないと

思います。手当というものは、それぞれ名前がつい

ているわけです。超勤手当とか、通勤手当とか、

家族手当とか、期末手当、勤勉手当など、

いかかわらず、名目のつかない手当というものが

はないわけで、本法との区分は明瞭についている

わけです。ですから、その御答弁はいただけな

い。局長は以前に芳賀委員の質問に対して、こう

いう答弁をしておられます。国家公務員、地方公

務員に対しては最終年をとつておるのに、なぜ農

林年金において最終年がとれないかと、いうのに対

して、給与体系が整つていないからとれないのか

だ、つまり、給与体系が整備されていないとい

うのために、不利な扱いを受けると、いうことも

やむを得ないというような意味の答弁、きょうの

御答弁は、今度は逆に、体系が整つていないか

ら、少しでもよくするためにいまの手当も含め

れば、どちらかが間違つておる、こういうことに考

えております。

○湯山委員　いま二つに分けて御答弁になりまし

たが、あとの分はまたあとでお尋ねしますが、了

解できます。しかし、初めのほうは、はたしてそ

うかどうか。これがもし局長の御答弁のようだと

すれば、私はたいへん年金にとって有利な条件が

整つていないと、年金にとっては不利な条件が

整つておったことは、年金にとっては不利な条件

です。それはそういう解釈でいいわけでしょ

う。それほど区分しがたいような団体もある、こうい

う趣旨で申し上げたわけでござります。

○和田(正)政府委員　私のことばが足りませんでした

ために、あるいは誤解をされたのではないかという

ふうに懸念をいたすわけでござりますが、私がた

だいまお答えを申し上げましたことは、非常に各

種多様な団体を含んでおります関係で、給与体系

が明確に区分がされておりません結果、ある團

体では、本来本俸として支給すべきものが臨時的

な手当として支給をされておつたり、またある團

体では、湯山委員が御指摘になるように、本俸と

超勤手当とか、そういうような形で明確に整理

がされておつたり、いろいろな形があることで、

統一した基準として裸の本俸というのがとりにく

いという趣旨ではございませんで、給与体系等が明

確でないために、本俸と手当というようなものが

か、それについてどう御理解になつておられるか、これを伺いたいと思うわけです。

○和田(正)政府委員　私申し上げましたのは、そ

ういう趣旨ではございませんで、給与体系等が明

確でないために、本俸と手当というようなものが

か、それについてどう御理解になつておられるか、これを伺いたいと思うわけです。

○和田(正)政府委員　私申し上げましたのは、そ

ういう趣旨ではございませんで、給与体系等が明

確でないために、本俸と手当というようなものが

か、それについてどう御理解になつておられるか、これを伺いたいと思うわけです。

○和田(正)政府委員　私はもう一度ひとつ……

なるわけですが、もう一度ひとつ……

ことにして、それも若干問題があるのですけれど

も、一言予備質問として申し上げておきますと、

逆に、給与体系の整つてゐる公務員の場合のほう

が、最終給与をとつたときに逆選択があつたわけ

です。そこで、やむを得ず一ヵ年ということに延ば

しておつたことは御存じのとおりです。むしろ逆選択はそこから出ておつたわけで、給与体系

が整つておつたこととは御存じのとおりです。むしろ逆選択はそこから出ておつたわけで、給与体系

が整つておつたこととは御存じのとおりです。むしろ逆選択はそこから出ておつ

私たちの立場としても困るわけで、やはり一つのことをあわせてお考え願いたいと思います。

○湯山委員　局長、これは足し算です。別に割り算でも掛け算でもないのですから、有利な扱いをするか不利な扱いをするかというのは、そんなにむずかしくお考えにならなくていいわけです。だれが考えたって、それはいまのようになそういう扱いをしなければならないという状態にあつた。厚

生年金の問題は、これまたあとで議論しなければなりませんが、これはすなおに、先ほどおつしやったように、非常に給付が低い、給与全体も低い、そこで特別な扱いでそうしたのだ、でなければ、いまの年末手当とか期末手当とか、そういうものを含めてもいいわけですけれども、そういうものは含めないで、かなり接近した期間に支給されるもの、三ヶ月なら三ヶ月という限度はありますけれども、それだけは認めてやろうというのがこの趣旨じゃないのでしょうか。端的にそうお考えになつたほうがいいと思いますが、どうですか。

るようでございますが、やはり制度のたてまえとしては、先ほど申し上げておりますように、非常に広範な範囲での関係団体なり会社を含みますので、それらの給与体系がそれぞれ統一された思想では行なわれおりませんために、分離をいたしますことは、かえつていろいろなアンバランスを生ずるということで、裸の本俸にせずに処理をしてまいつておるということが本筋で、結果としては、先ほども私が申し上げましたように、また湯山先生がおっしゃいますように、特に農林年金の場合においては、やや給与の実質収入が低いということをカバーし得ているということになるのだと私は思つてゐるわけでございます。

○湯山委員 あまり用心なきらないで、私は、これはあまりこだわる気持ちはないのです。しかし、そんなに言われると、やはりもう少し申し上げなければならないのは、それじや通勤手当とか家族手当とかいうものは、これは公務員にしても、その他ものにしても、そんなにアンバランスな

ものじやありません。そして一番対象が明確なものです。それまで入れなくともいいと思うのです、局長のようなお考えならば。別に給与の体系が不備のために家族手当を出すとかそういうものじやないと思います。家族がない者にはどんなにさか立ちしても家族手当がつかないわけですから、そこまで含めるというは、いま局長の言われたようなそういうた問題ではなくて、もつとざつくばらんな、これじきちょっと気の毒だ、どこかとのものはないかというので考慮した結果、

そうしたのだ、そういう要素のほうが強い、そればかりじゃないかもしれないせんけれども、そういう要素が強いのだということならないのでしようか。

○和田(正)政府委員 どうも御意図に沿いかねますが、先ほど来申し上げますように、結果的にそれは、そういう給与の実質的に低いのをカバーすることができておるということにはなつておるわけですが、できた制度そのものとしては、いまおっしゃるようないろいろな名目の手当にい

だしましても、たとえば本俸が低いけれども、家族手当でカバーをするとか、いろいろなことで個別の団体なり会社などでは考えておるわけございまして、そういうことを一つ一つ洗って区分をすることが、実際問題としてなかなか困難であるという事情を前提として、こういう制度になつてゐるといふうに私としては理解をいたすわけでござります。

その次に、農林年金のいま一つの特徴は、先般の社会保障制度審議会の答申です。これにある程度あらわれておると思います。これも芳賀委員の質問でしたかに答えて、国の負担を二〇%にするということについては、社会保障制度審議会は否う一度ひとつお読みいただけばよくおわかりにならると思います。これは多少P.R.のところもあるかと思ひますけれども、これはこれで一応おきまします。

定している。むしろ独立したということを見るべきである。局長はそのときそういうニーアンスの

答弁をしておられるのですが、私はこれをさらにもう一度読み返してみました。その答申は、国負担を二〇%にするということを否定してはいない。そういうことも考えなければならぬ、考える必要がないとは言つてないと思うのですが、その点いかがですか。

○和田(正)政府委員 給付に対する補助率といふもの何を%にするかということにつきましては、やはり政府の立場としては、各種の同種の年金制度の間の均衡とかバランスとかいうことを当然考慮いたさなければならないわけでござります。したがつて、農林年金だけを10%にすべきであるというふうにはなかなか言いがたい立場が、政府全体としてはあることは御承知のとおりでござります。社会保障制度審議会の答申は、まだ、それにについて私が芳賀委員の御質問に対してもお答えを申し上げましたことは、補助率という問題をとらえて、それを20%以上上げるとか上げないとかいう

問題ではなくて、むしろ過去における制度改正に伴う財源調整の問題が農林年金についても記述されているから、その点について国が補助するなど、そういう面での考慮を払うべきである。具体的にいえば、掛け金との間にバランスがとれていないのではないかということを指摘されて、答申されたものだと私は理解をしておるわけでございまますから、具体的にもしその御答申の趣旨を今後実現するよう検討をしていきます場合に、補助率と二つござるに、この二つを並べまして、

率を「（一）は」にすると、いふことを「一方性でにこさい」といふ。ましいうが、それは他の制度との間のバランスを失することになるので、農林年金の特殊事情を考えれば、その補助率のほかに、プラスアルファとして整理資源としてもらう方法もあり得るであらう、そういう趣旨のことをお答えをしたのでござります。

と困りますが、要点だけちょっと読んでみたいと思います。「厚生年金保険の給付に対する国庫負

担率は、昨年の法改正によって百分の十五から二十に引上げられた。この制度は厚生年金保険制度から分れたものであるし、この点についても考慮を払う必要があるが、給付内容等の点において厚生年金保険とは異なるものがあることを忘れてはならない。」ということで、先ほどもお話をございましたように、二〇に直ちに上げることが適当だというふうにははいっておられるわけではないので、それにしても、この組合は標準給与が極端に低いこと等により、掛け金率が高いにもかかわらず

○湯山委員　いまお読みいただいた中で、厚生年金から分かれたものだ、しかもその厚生年金期間が一番長かった年金である、そういうことは考慮を払う必要があるといつておると思います。それは考慮の必要はないというのではなくて、そういうふうな生年と死年との間に、この間隔が長い場合に、この年金

○和田(正)政府委員 考慮を払う必要はあるが、
給付内容で異なるものがあることも忘れてはなら
ない、こういふうに書いてありますわけで、補
助率を一五から二〇に直ちに引き上げるという形
でものごとを考えるよりは、掛け金率が高い、そ
れは整理資源の問題がうまく解決してないから
か。局長はその考慮の必要はないとお読みになります

だ、そういう目から見て、國の負担をふやすことを考えたらどうかという趣旨であるうといふうに理解いたしておるわけでござります。結論としては、補助率を一六からたとえば二〇あるいは一八に上げるような形をとるにしても、あるいは補助率を一六のままにして、プラスアルファといふ形で國が別個に補助金を出すにしても、それはいずれにしても、結果的には掛け金の負担を軽減するとか、給付内容の改善ができるとかいろいろになるわけでござりますから、どっちから見ても同じことに実質的にはなるわけございますが、答申の趣旨としては、私としては、補助率をすぐ上げるという形をとるのではなくて、整理資源をめんどう見るという考え方立って、補助率、國庫補助をふやすことが必要であろう、こういつておられるというふうに理解をいたしておつたわけでござります。

○湯山委員 これは局長のおっしゃるとおり、ど

ちらにても落ちつくところは同じで、それは、

私があとでそこをお尋ねして意見の一一致を見ようとしておつたところです。そこで、いずれにお

も、厚生年金期間が長くて、それから分かれたものだということは、いまの給付率にしても、ある

いはいま言われたように掛け金負担の軽減措置を

はかるにしても、いすれにしても、考慮の必要があ

るということには間違いないと思いますが、いま

の御答弁で、私の考え方と局長も同じ御意見だと

思いますが、よろしくございますか。

○和田(正)政府委員 厚生年金から分かれて発達

をしてきたということは、いまの給付率にしても、ある

いはいま言われたように掛け金負担の軽減措置を

はかるにしても、いすれにしても、考慮の必要があ

るということには間違いないと思いますが、いま

の御答弁で、私の考え方と局長も同じ御意見だと

思いますが、よろしくございますか。

○湯山委員 これは局長のおっしゃるとおり、ど

ちらにても落ちつくところは同じで、それは、

私があとでそこをお尋ねして意見の一一致を見ようとしておつたところです。そこで、いずれにお

も、厚生年金期間が長くて、それから分かれたものだということは、いまの給付率にしても、ある

いはいま言われたように掛け金負担の軽減措置を

はかるにしても、いすれにしても、考慮の必要があ

るということには間違いないと思いますが、いま

の御答弁で、私の考え方と局長も同じ御意見だと

思いますが、よろしくございますか。

○和田(正)政府委員 厚生年金から分かれて発達

をしてきたということは、いまの給付率にしても、ある

いはいま言われたように掛け金負担の軽減措置を

はかるにしても、いすれにしても、考慮の必要があ

るということには間違いないと思いますが、いま

の御答弁で、私の考え方と局長も同じ御意見だと

思いますが、よろしくございますか。

○湯山委員 一般的に言えば、そういうことなん

ですけれども、私の申し上げるのは國の負担で

す。それについて國家公務員、地方公務員の場合

は百分の十五、そういう場合に、この農林年金に

ついては、十七なり十八なり二十なりというこ

とを給付の補助として見るか、あるいは掛け金の引

き下げとして見るかは別として、そういう意味

で、国が、ことばを少しよくして言えば、優遇し

ても一向差しつかえないという結論が出てくるの

ではないか、こういう質問です。

○和田(正)政府委員 先ほどもちょっと申し上げ

ましたように、やはり共済制度としての全体のバ

ランスということは、國の立場としては考えざるを得ないと思いますので、先生のおっしゃるよう

に、直ちにその発生の過程も違うのだから違つて

いるんだというふうに割り切れないよう私とし

ては思うのでござります。

○湯山委員 育つてきた経過が違つておつて、そ

くぞれるならば問題ですかねども、たまえのバ

ランスならば、たまえのバランスはくずれて

も、実質はそれでバランスがとれるということがあります。

○湯山委員 ただいまの御答弁はそのとおりだと

思います。そこで、そうなれば、たとえば公務員の年金等

では考慮されないとあっても、いまのような特殊性

では考慮されないとあります。それは

どうお考えですか。

○和田(正)政府委員 まことに恐縮でございます

が、ただいまのお尋ねの趣旨が必ずしも私に理解

ができないかたのでござりますけれども、先生の

おっしゃっておられる意味は、厚生年金から分か

れたものであり、厚生年金の期間が長いというこ

とにについて、十分考慮を払うとするならば、厚生

年金から分派をしない別なものとして本来発達し

てきた国家公務員の制度との間に、給付内容で必

ずしもバランスがとれなくとも、それはそれで一

つの理屈として成り立つのではない、こういう

御趣旨であらうかと思ひます。そういうことでござりますか。

○湯山委員 一般的に言えば、そういうことなん

ですけれども、私の申し上げるのは國の負担で

す。それについて國家公務員、地方公務員の場合

は百分の十五、そういう場合に、この農林年金に

ついては、十七なり十八なり二十なりというこ

とを給付の補助として見るか、あるいは掛け金の引

き下げとして見るかは別として、そういう意味

で、国が、ことばを少しよくして言えば、優遇し

ても一向差しつかえないという結論が出てくるの

ではないか、こういう質問です。

○和田(正)政府委員 先ほどもちょっと申し上げ

ましたように、やはり共済制度としての全体のバ

ランスということは、國の立場としては考えざる

を得ないと思いますので、先生のおっしゃるよう

に、直ちにその発生の過程も違うのだから違つて

いるんだというふうに割り切れないよう私とし

ては思うのでござります。

○湯山委員 そこで、先ほどのに返るわけであり

ます。最終年の給付をとるということがバランス

をくずすというお話をしたが、実質のバランスが

くずれるならば問題ですかねども、たまえのバ

ランスならば、たまえのバランスはくずれて

も、実質はそれでバランスがとれるということがあります。

○湯山委員 ただいまの御答弁はそのとおりだと

思います。そこで、そうなれば、たとえば公務員の年金等

では考慮されないとあっても、いまのような特殊性

では考慮されないとあります。それは

どうお考えですか。

○和田(正)政府委員 まことに恐縮でございます

が、ただいまのお尋ねの趣旨が必ずしも私に理解

ができないかたのでござりますけれども、先生の

おっしゃっておられる意味は、厚生年金から分か

れたものであり、厚生年金の期間が長いというこ

とにについて、十分考慮を払うとするならば、厚生

年金から分派をしない別なものとして本来発達し

てきた国家公務員の制度との間に、給付内容で必

ずしもバランスがとれなくとも、それはそれで一

つの理屈として成り立つのではない、こういう

御趣旨であらうかと思ひます。そういうことでござりますか。

○湯山委員 一般的に言えば、そういうことなん

ですけれども、私の申し上げるのは國の負担で

す。それについて國家公務員、地方公務員の場合

は百分の十五、そういう場合に、この農林年金に

ついては、十七なり十八なり二十なりというこ

とを給付の補助として見るか、あるいは掛け金の引

き下げとして見るかは別として、そういう意味

で、国が、ことばを少しよくして言えば、優遇し

ても一向差しつかえないという結論が出てくるの

ではないか、こういう質問です。

○和田(正)政府委員 先ほどもちょっと申し上げ

ましたように、やはり共済制度としての全体のバ

ランスということは、國の立場としては考えざる

を得ないと思いますので、先生のおっしゃるよう

に、直ちにその発生の過程も違うのだから違つて

いるんだというふうに割り切れないよう私とし

ては思うのでござります。

○湯山委員 そこで、先ほどのに返るわけであり

ます。最終年の給付をとるということがバランス

をくずすというお話をしたが、実質のバランスが

くずれるならば問題ですかねども、たまえのバ

ランスならば、たまえのバランスはくずれて

も、実質はそれでバランスがとれるということがあります。

○湯山委員 ただいまの御答弁はそのとおりだと

思います。そこで、そうなれば、たとえば公務員の年金等

では考慮されないとあっても、いまのような特殊性

では考慮されないとあります。それは

どうお考えですか。

○和田(正)政府委員 まことに恐縮でございます

が、ただいまのお尋ねの趣旨が必ずしも私に理解

ができないかたのでござりますけれども、先生の

おっしゃっておられる意味は、厚生年金から分か

れたものであり、厚生年金の期間が長いというこ

とにについて、十分考慮を払うとするならば、厚生

年金から分派をしない別なものとして本来発達し

てきた国家公務員の制度との間に、給付内容で必

ずしもバランスがとれなくとも、それはそれで一

つの理屈として成り立つのではない、こういう

御趣旨であらうかと思ひます。そういうことでござりますか。

○湯山委員 一般的に言えば、そういうことなん

ですけれども、私の申し上げるのは國の負担で

す。それについて國家公務員、地方公務員の場合

は百分の十五、そういう場合に、この農林年金に

ついては、十七なり十八なり二十なりというこ

とを給付の補助として見るか、あるいは掛け金の引

き下げとして見るかは別として、そういう意味

で、国が、ことばを少しよくして言えば、優遇し

ても一向差しつかえないという結論が出てくるの

ではないか、こういう質問です。

○和田(正)政府委員 先ほどもちょっと申し上げ

ましたように、やはり共済制度としての全体のバ

ランスということは、國の立場としては考えざる

を得ないと思いますので、先生のおっしゃるよう

に、直ちにその発生の過程も違うのだから違つて

いるんだというふうに割り切れないよう私とし

ては思うのでござります。

○湯山委員 そこで、先ほどのに返るわけであり

ます。最終年の給付をとるということがバランス

をくずすというお話をしたが、実質のバランスが

くずれるならば問題ですかねども、たまえのバ

ランスならば、たまえのバランスはくずれて

も、実質はそれでバランスがとれるということがあります。

○湯山委員 ただいまの御答弁はそのとおりだと

思います。そこで、そうなれば、たとえば公務員の年金等

では考慮されないとあっても、いまのような特殊性

では考慮されないとあります。それは

どうお考えですか。

○和田(正)政府委員 まことに恐縮でございます

が、ただいまのお尋ねの趣旨が必ずしも私に理解

ができないかたのでござりますけれども、先生の

おっしゃっておられる意味は、厚生年金から分か

れたものであり、厚生年金の期間が長いというこ

とにについて、十分考慮を払うとするならば、厚生

年金から分派をしない別のものとして本来発達し

てきた国家公務員の制度との間に、給付内容で必

ずしもバランスがとれなくとも、それはそれで一

つの理屈として成り立つのではない、こういう

御趣旨であらうかと思ひます。そういうことでござりますか。

○湯山委員 一般的に言えば、そういうことなん

ですけれども、私の申し上げるのは國の負担で

す。それについて國家公務員、地方公務員の場合

は百分の十五、そういう場合に、この農林年金に

ついては、十七なり十八なり二十なりというこ

とを給付の補助として見るか、あるいは掛け金の引

き下げとして見るかは別として、そういう意味

で、国が、ことばを少しよくして言えば、優遇し

ても一向差しつかえないという結論が出てくるの

ではないか、こういう質問です。

○和田(正)政府委員 先ほどもちょっと申し上げ

ましたように、やはり共済制度としての全体のバ

ランスということは、國の立場としては考えざる

を得ないと思いますので、先生のおっしゃるよう

に、直ちにその発生の過程も違うのだから違つて

いるんだというふうに割り切れないよう私とし

ては思うのでござります。

○湯山委員 そこで、先ほどのに返るわけであり

ます。最終年の給付をとるということがバランス

をくずすというお話をしたが、実質のバランスが

くずれるならば問題ですかねども、たまえのバ

ランスならば、たまえのバランスはくずれて

も、実質はそれでバランスがとれるということがあります。

○湯山委員 ただいまの御答弁はそのとおりだと

思います。そこで、そうなれば、たとえば公務員の年金等

では考慮されないとあっても、いまのような特殊性

では考慮されないとあります。それは

どうお考えですか。

○和田(正)政府委員 まことに恐縮でございます

が、ただいまのお尋ねの趣旨が必ずしも私に理解

ができないかたのでござりますけれども、先生の

おっしゃっておられる意味は、厚生年金から分か

れたものであり、厚生年金の期間が長いというこ

とにについて、十分考慮を払うとするならば、厚生

年金から分派をしない別のものとして本来発達し

てきた国家公務員の制度との間に、給付内容で必

ずしもバランスがとれなくとも、それはそれで一

つの理屈として成り立つのではない、こういう

御趣旨であらうかと思ひます。そういうことでござりますか。

○湯山委員 一般的に言えば、そういうことなん

ですけれども、私の申し上げるのは國の負担で

す。それについて國家公務員、地方公務員の場合

は百分の十五、そういう場合に、この農林年金に

ついては、十七なり十八なり二十なりというこ

とを給付の補助として見るか、あるいは掛け金の引

き下げとして見るかは別として、そういう意味

るということについておまえの表現どおりだ、しからば四〇はどうか、それについてのおまえの言うこともそのとおりだということで、どちらかは突ついても四〇ということにするのが当然ではないかというふうにおっしゃるわけでございましょうが、立場を変えて政府の当局者の立場で申し上げれば、同じ理由で両方ともしにくいということが、現在政府案を決定いたしましたいきさつになりますが、立場を変えて政府の当局者の立場で申し上げれば、同じ理由で両方ともしにくいということはまいりませんので、政府全体としての立場で考えてみますれば、いずれの場合にも、それぞれ申し上げました理由で、直ちに結論を出してそのとおりだというふうに申し上げ得る段階では現在はないわけでございます。

○湯山委員 御答弁の苦衷はお察しいたしますが、しかし、まあ局長も、何十万の人がうしろに控えている、しかもそれは和田局長の農政に協力している、そういうお考えになれば、多少政府委員の立場でお苦しいこともありますけれども、これはひとつぜひ前向きでお取り組み願わなければならぬ、このように思います。

そこで、大臣、いまお聞きのように、筋からといって、この要求というものは決して不当なことではないと思うのです。たてまえから申しましても、当然実現してしかるべきものだと思いますので、ひとつ特にいまの点について大臣の御所信を承りたいと思います。

○坂田国務大臣 先ほども私から御答弁申し上げたとおりに、いろいろその点についてのバランスの点もございますので、将来にわたってその点は前向きで十分検討いたしたい、こう考えております。

○湯山委員 そこで、大臣にもう一つお尋ねしたのです。それはいつまで待つかということです。いまからあと十何年ですか、十六年もすればいつ実現するような努力をされるかということなんですね。参議院段階がまだありますけれども、ぜひ

ひ来年度から実現するよう努力するという御明が大臣からいただきたいのですが、いただきますかどうですか。

○坂田国務大臣 その点はちょっとごんべんみたいと思うのでございます。というのは、現在いろいろそういう点についての検討を加えて今日まで至って、この点は非常にむずかしい結論になっておるのでございます。しかし、私としては前向きで努力はいたしたい。年数を来年までとそういう点になりますと、ちょっとそれはむずかしいと思うのでござります。

○湯山委員 大臣にお聞き願いたいのは、私学の場合ももうあと七、八年ですが、十年もすれば全部こういう問題はなくなるのです。いまのままでほっておいてもなくなる問題です。しかし、農耕年金の場合はまだ十五、六年、私学がなくなつても、なおあと五、六年も残ります。これはよくわかりだと思います。局長、そうなりますね。ここで問題は、秒読みというわけじゃないけれども、この問題は年読みなんですね。そこで、それが前向きに努力すると言ひながら、十年もするずっと行つたんじや——年金ができるからすでに六年間かかると、あと十年もする以上するするきたわけですから、あと十年もする行かれたんじや、もうせっかくそういうことをやつてもらつても何の意味もない。そこで、前向きに取り組まれるのなら、来年いけなければ再来年、少なくとも両三年のうちにとか、何かそういうものがなければ、当然にしてするする十五年たつた、もうやつてくれたときに何の役にも立たないきりおつしやつていたら大いに何の役にも立たないこれであつてはならないと思いますので、たいてい失礼ですけれども、いまのようなことをお尋ねするとしているわけですから、ひとつもうちょっとはき得る限り前向きで努力をいたしたい、かようど思ひます。

○坂田国務大臣 この点は同じことを言うよんで、たいへんなでございますが、私としてもでき得る限り前向きで努力をいたしたい、かようど思ひます。

○湯山委員 できる限り努力されるということにおいて、大臣の御答弁はそれで一応了承することにいたしました。

○中川委員長 次会は明十二日開会することと
し、本日はこれにて散会いたします。

午後四時散会

○和田(正)政府委員 湯山先生が、最終俸給をと

昭和四十一年五月十六日印刷

昭和四十一年五月十七日発行

衆議院事務員

印刷者 大藏省印刷局